

国立大学法人京都教育大学職員の採用選考手続等に関する規程

平成16年4月1日 制 定

(総 則)

第1条 この規程は、国立大学法人京都教育大学における職員の採用のための選考手続について定めるものとする。

(採 用)

第2条 採用のための選考は、試験の結果に基づき行う。ただし、やむを得ないと認める場合は、試験以外の方法により行うことができる。

(試 験)

第3条 一般職本給表(一)の適用を受ける職員を採用するときは、競争試験及び個別試験を実施するものとする。

第4条 競争試験は、国立大学法人等職員統一採用試験(以下「統一試験」という。)とする。

第5条 個別試験は、前条の統一試験合格者のうちから本学に勤務することを希望する者について実施するものとする。

2 個別試験は、筆記試験及び面接試験により行う。

(選考会議)

第6条 個別試験を実施するため選考会議を設けるものとする。

2 選考会議は、事務局長を主査とする5名程度で構成するものとする。

3 選考会議は、第4条及び前条の試験の結果に基づき採用候補者を決定し、役員会に報告するものとする。

(試験以外の方法による採用)

第7条 一般職本給表(一)の適用を受けない職員の採用は、職務に関連する免許資格等を有する者から選考により行うものとする。

2 選考を行うにあたっては、前条の規定を準用し、書類選考及び面接を行う。

(人事交流者の特例)

第8条 他の機関との人事交流による採用者については、この規程は適用しないものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。